

再生品認証業務に係る審査チームに関する規約

(審査チームの設置)

第1条 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）は、再生品認証業務を実施するに当たり、認証申請に係る審査を効率的に行うため、個別の認証申請ごとに審査チームを設置する。

(審査チームの用務)

- 第2条 審査チームは、申請者が準備した書類をもとに、財団が定める審査基準に照らして書類審査を行うとともに、必要に応じ、申請者に対して申請に係る是正措置を求める。
- 2 審査チームは、書類審査の結果（是正措置の改善状況等を含む。）を踏まえ、審査を継続することが適当と判断できた場合に、実地審査を行う。
 - 3 審査チームは、書類審査及び実地審査の結果（申請者による是正措置がある場合にはそれを含む。）に基づき、審査結果報告書を作成する。
 - 4 審査結果報告書には、その内容に基づき、審査チームとしての認証の適否の判断を付すものとする。
 - 5 審査チームは、再生品認証委員会において、当該審査チームが担当する認証審査の審査結果について報告、補足説明等を行う。

(審査チームの構成)

- 第3条 財団の理事長は、認証審査の申請の受理後速やかに、審査チームの構成員となるべき職員を指名するとともに、必要に応じ外部の専門家に対し審査チームの構成員としての用務を委嘱する。
- 2 審査チームは、当該審査チームに係る認証審査に関する用務の終了に伴い解散する。

(外部の専門家)

- 第4条 財団は、前条第1項の委嘱を円滑に行うため、予め、外部専門家の中から、審査チームの構成員の候補者を選任する。
- 2 前項の候補者の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(外部の専門家の報酬)

第5条 審査チームの構成員としての外部専門家の審査報酬は、当該審査チームが担当する認証審査案件ごとに20万円を基本とする。なお、その他必要に応じて財団が審査チーム構成員（構成員候補者を含む。以下同じ。）を招集する場合には、当該審査チーム構成員に対し、財団規定に基づく謝金及び交通費を支払う。

附則

この規約は、令和3年10月14日より実施する。